

「新規観光コンテンツ造成支援事業」事業に関する質問とその回答一覧

令和6年 8月30日

No.	質問	回答
<b>申請者について</b>		
1	お寺（宗教法人）が申請者となるのは可でしょうか？	お寺（宗教法人）が申請者でも大丈夫です。
2	今回、お寺でコンテンツを実施しますが、企画・運営は企画会社（又は旅行会社）が行います。その場合申請は、どちらになりますか？	コンテンツの提供主体となるお寺様が申請してください。
3	京都市内の農園で京野菜の収穫体験を実施するコンテンツは、補助対象事業になりますか？	「観光農園」として、既に団体旅行客の受け入れをされている場合は対象外ですが、「観光客向け」でなければ、対象となります。
4	事業者ではなく、個人が申請者となるのは可でしょうか？	個人事業主であれば申請可能です。事業の開業届をされていない場合は別途ご相談ください。
5	今回の事業は、2つ（又は複数）の事業者で実施する予定です。連名で申請してもよいでしょうか？	申請事業者は、主として観光コンテンツを提供する、いずれか1事業者としてください。なお、観光コンテンツの実施に当たっては、複数事業者と連携していただいても構いません。
<b>申請方法について</b>		
6	メールで応募書類が送れない。持参や郵送でも申請を受理してもらえるか？	原則、応募はメールにてお願いします。メールが使用できないなどの個別事情がある場合は、ご相談ください。
7	「事業計画書」の「事業費の詳細」「支出計画」などの欄は、やってみないと分からない部分もあります。どう記入したらよいですか？	概算で構いませんのでご記入ください。なお、記載いただいた補助金申請額を基に、審査のうえ交付決定を行い、実績に応じて支払いますが、実績が交付決定額を上回ったとしても、交付決定額以上の支出はできません。
<b>コンテンツの内容について</b>		
8	今回の事業の対象は、「国内向け」、「インバウンド向け」どちらが主になりますか？また、採択の際に、どちらが有利になりますか？	今回の事業は、国内、インバウンド向けどちらも対象になります。どちらを対象としても、審査に有利・不利はございません。
9	エリアの観光地を巡るガイドツアーをコンテンツとして、申請したい。この場合、「補助対象事業」になりますでしょうか？	既に広く公開されている観光コンテンツを組み合わせたガイドツアーは対象になりません。
10	既に、京都市内の農家で民泊を運営していますが、その農家で宿泊以外の日帰り農家体験を実施することは今回の支援事業の対象になりますか？	今回申請される事業が、新たに実施される観光コンテンツであれば対象となります。
11	審査基準「時間の分散」に具体的な時間が書かれていますが、この時間に実施しないといけませんか？	この時間帯に実施しなければならないわけではありません。開始時間や終了時間がこの時間に含まれる場合は加点対象となります。
12	京都市は、「場所の分散化」として「とっておきの京都」エリアへの誘客を推進されていますが、それ以外のエリアでの実施でも対象となりますか？	「とっておきの京都」以外のエリアの実施でも申請可能です。一方で、混雑を避けた実施が望ましいため、「実施計画書」には、「京都市内中心部でも混雑が少ない〇〇エリアでの集客」などの旨を記入ください（加点対象ではありません）。
13	古民家や邸宅の文化財所有者の集まりである団体の会員です。所有されている自宅を公開したいと考えている。所有者は、事業者ではなく、サラリーマン（や年金受給者）である。この場合、申請可能か？	所有者ではなく、所属団体に申請してください。1申請で複数会員分を申請いただいても構いません。ただし、1申請当たりの補助上限は25万円までです。
14	今からの募集となりますと、来年1月～2月に実施のコンテンツになりますか？	商品化、販売、実施までを「令和7年2月末まで」に終える必要があるため、時期の指定がある場合を除き、可能な限り年内に実施できるよう調整いたします。
15	宇治エリア・比叡山エリア（滋賀県側）で開催する観光コンテンツは応募対象か？	京都市内で実施する観光コンテンツに限るため対象外です。
16	複数の観光コンテンツを周遊するツアー形式で、観光コンテンツの所在地は京都市外だが、ツアー発着地を京都市内（京都駅）と設定する場合は応募対象か？	京都市内で実施する観光コンテンツに限るため対象外です。なお、既に広く公開されている観光コンテンツを組み合わせたガイドツアーは対象になりません。

支援内容について		
17	「支援内容」に「提案企画の商品化に向けた伴走支援」とありますが、具体的にどのような支援になりますか？	①妥当と思われる参加定員や料金設定など提案企画への助言 ②予約サイトに掲載された類似企画の紹介 ③連携可能な事業者の紹介やつなぎ ④（可能であれば）実施初日の運営支援 など
18	今回の事業は、事業費の補助金の支援がありますが、補助金の上限額と下限額は？	補助金額は、対象経費の2分の1以内、補助金の上限は25万円です。事業終了後に「実績報告書」をご提出いただき、事前の交付決定（予定）額の範囲内で、審査の上で額を確定致します。
19	観光協会の事前予約サイトの令和6年度の「運営費」は免除され、「決済手数料」はかかると思いますが、どのくらいの額が必要ですか？	カード会社に支払う実費と致しまして、コンテンツの売り上げの5%を頂戴致します。
20	「事業内容」など、実際採択された後、変更してもよいですか？	基本のコンテンツの内容の変更はできません。実施日程や回数など軽微な変更は可能です。
21	「販売支援」として、「京都市観光協会の事前予約サイトに掲載」とありますが、必ず使わないといけませんか？	必ず掲載してください。「独自の事前予約サイト」を当協会の事前予約サイトとリンクさせる方法もあります。
22	「事前予約制」でなく、当日受付にてコンテンツの来場を受けてもよいでしょうか？	今回の「支援対象事業」は、「京都市内で実施する、事前予約制のコンテンツ」としており、事前予約制をお願い致します。事前予約制の方が、来場者の数も予め知ることが出来て、来場者の対応の準備も出来て良いかと思えます。
23	「事前予約制」は、必ず「事前決済」にしなくてはならないでしょうか？「決済手数料」もかかることですか？	原則、事前決済をお願いいたします。コンテンツの性質上、その方法が適切な場合は、企画書にその理由を記載ください。最終的に審査の際に判断させていただきます。
24	「事前予約制」のコンテンツを実施する、日数には決まりはあるのか？最低何日とかありますか？1回でも良いのか？	日数に決まりはありませんが、可能な限り複数回実施していただきたいと考えております。
25	「事前予約制」のコンテンツを実施するのに、最少催行人員や定員、申し込み締め切り日の設定はどのようにになりますか？	採択後、京都市観光協会との伴走支援において、相談の上決定致します。
26	「補助対象事業」として、「アンケートを実施すること」とありますが、必ず実施しないといけませんか？	京都市の予算を使って実施する「支援事業」ですので、事業完了時に「年次報告書」の提出を頂きます。その中でアンケート結果を踏まえた「効果検証」をご記入頂きます。アンケートは必ず実施下さい。
27	アンケートの質問事項や回答・集計方法は、決まっていますか？	アンケートの質問事項は、伴走支援の際に提示させて頂きます。回答・集計方法は、用紙にご記入頂くか、サイトにアクセスして入力頂くなどの方法を取って頂きます。事務局がアンケート回答フォームを作成することも可能です。
28	今回の観光コンテンツを始めるにあたり、「イヤホンガイド」を購入したい。これは、補助対象経費になりますか？	補助対象事業の実施に不可欠であり、かつ支出の最たる目的が補助対象事業であるかどうかで判断します。一般的に「イヤホンガイド」は、観光コンテンツを案内するためのツールと考えられるため、対象になると思われませんが、個別に判断させていただきます。
29	補助対象についてですが、お客様が来られるのに向けて、今までは設置していなかったバリアフリー化の手すりの設置や防犯カメラの設置・火災報知器・消火器の設置などは対象になるのでしょうか？	今回の事業は、「汎用性があり、目的外使用になり得るもの」は「補助対象外経費」とします。いずれも日常の居住に対して「汎用性」があると考えられるため、「補助対象外経費」となります。
30	補助金は不要で伴走支援のみの支援をお願いしたい。可能ですか？	補助金、伴走支援のセットでの支援となります。本補助事業とは別に、京都市観光協会では、協会会員を対象に観光コンテンツ造成に当たってのご相談を承っております。入会のご案内などはこちらをご参照ください。 <a href="https://www.kyokanko.or.jp/kaiin_entry">https://www.kyokanko.or.jp/kaiin_entry</a>
31	パンフレットの印刷代など交付決定前に発注をして、交付決定後に支払う場合、「補助対象経費」になりますか？	交付決定後に事務局からヒアリングを行い、商品化や販売、PRへの道筋を立てた後、発注いただく流れを想定しているため、発注はヒアリング実施後に行ってください。なお、交付決定前に発注いただいたとしても、不採択となった場合は、その費用は保証しません。
次年度以降の事業・自走化について		
32	「次年度以降の自走化に向けた検討」とありますが、次年度も同様のコンテンツの実施が絶対でしょうか？	次年度以降の自走化を目指すものとしてください。
33	次年度以降も同じ条件で予約サイトを使って行かないといけなのお教えください。	特別の事情がない限り、次年度以降も事前予約サイトで継続販売することとしてください。